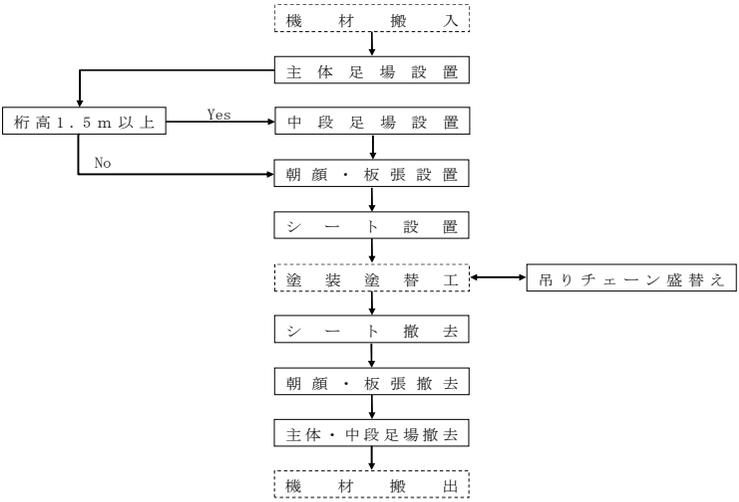
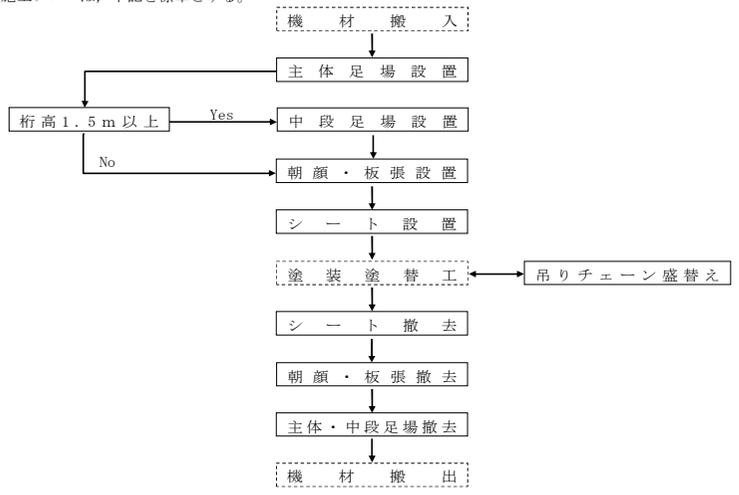


土木工事標準歩掛の訂正

工 種 名	誤	正	適 用
<p>塗装塗替足場工</p>	<p>⑭-4 塗装塗替足場工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、既設橋の塗装塗替に伴う吊足場で、全面足場板（板張防護兼用）を行う場合に適用するものとし、足場の種類は、パイプ吊足場及びシステム（パネル式）吊足場とする。</p> <p>システム（パネル式）吊足場とは、親パイプ、ころばしパイプ及び足場板を一体化したパネル式構造のことを示す。</p> <p>1-1 適用出来る範囲</p> <p>(1) 桁形式が、鉸桁又は箱桁形式の場合（ただし少数鉸桁・細幅箱桁は除く）</p> <p>(2) 塗装塗替と足場を兼用し補修を行う床版の断面修復工（左官工法）、ひび割れ補修工等のうち、吊足場の補強や部材追加を行わない場合</p> <p>1-2 適用出来ない範囲</p> <p>(1) 桁形式が、鉸桁・箱桁形式以外の場合</p> <p>(2) 鉸桁又は箱桁形式のうち、少数鉸桁又は細幅箱桁の場合</p> <p>(3) 塗装部位が点在し塗装塗替を行うなど断続的に足場を設置する場合</p> <p>(4) 1吊足場設置箇所当りの足場工の必要橋面積が50m²未満又は1径間未満の場合</p> <p>2. 施工概要</p> <p>施工フローは、下記を標準とする。</p>  <p>(注) 1. 素地調整工（ブラスト・塗装剥離剤）における養生シートは含まれていないため、必要な場合は、別途計上する。</p> <p>2. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>図2-1 施工フロー</p>	<p>⑭-4 塗装塗替足場工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、既設橋の塗装塗替に伴う吊足場で、全面足場板（板張防護兼用）を行う場合に適用するものとし、足場の種類は、パイプ吊足場及びシステム吊足場とする。</p> <p>パイプ吊足場とは、足場板をおやごパイプやころばしパイプ、チェーンを使って桁桁から吊り下げる足場の形式である。</p> <p>システム吊足場とは、おやご、ころばし、足場板を一体化したパネル式吊足場や、先行しておやご、ころばし等の足場部材を張り出し施工する構造とした先行床施工式吊足場がある。</p> <p>なお、本歩掛におけるシステム吊足場は、システム吊足場のうち、おやご、ころばし、足場板を一体化したパネル式吊足場であり、それ以外のシステム吊足場を使用する場合は、本歩掛に依らず別途考慮する。</p> <p>1-1 適用出来る範囲</p> <p>(1) 桁形式が、鉸桁又は箱桁形式の場合（ただし少数鉸桁・細幅箱桁は除く）</p> <p>(2) 塗装塗替と足場を兼用し補修を行う床版の断面修復工（左官工法）、ひび割れ補修工等のうち、吊足場の補強や部材追加を行わない場合</p> <p>1-2 適用出来ない範囲</p> <p>(1) 桁形式が、鉸桁・箱桁形式以外の場合</p> <p>(2) 鉸桁又は箱桁形式のうち、少数鉸桁又は細幅箱桁の場合</p> <p>(3) 塗装部位が点在し塗装塗替を行うなど断続的に足場を設置する場合</p> <p>(4) 1吊足場設置箇所当りの足場工の必要橋面積が50m²未満又は1径間未満の場合</p> <p>2. 施工概要</p> <p>施工フローは、下記を標準とする。</p>  <p>(注) 1. 素地調整工（ブラスト・塗装剥離剤）における養生シートは含まれていないため、必要な場合は、別途計上する。</p> <p>2. 本歩掛で対応しているのは、実線部分のみである。</p> <p>図2-1 施工フロー</p>	<p>誤記の訂正</p>

土木工事標準歩掛の訂正

工 種 名	誤	正	適 用																																												
トンネル清掃工	<p>⑬ トンネル清掃工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、回転ブラシ式トンネル清掃車（2本ブラシ式）によるトンネル清掃作業に適用する。なお、トンネル内装板やトンネル非常用設備等障害物の有無にかかわらず適用出来る。 ただし、2本ブラシのうち、ブラシ1本のみを使用して清掃作業を行う場合は、別途考慮する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分である。 2. 「洗浄」とは、ブラシを回転させず壁面に散水する作業をいう。 3. 「清掃」とは、ブラシを回転させ壁面の汚れを取る作業をいう。</p> <p style="text-align: center;">図2-1 施工フロー</p> <p>3. 機種を選定 機械・規格は、次表を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表3.1 機種を選定</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル清掃車</td> <td>2本ブラシ式</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上表により難い場合は、別途考慮する。</p> </div> <p>4. 組合せ機械 散水車は、清掃車の散水能力、給水条件等により必要な場合に計上することが出来る。なお、運転時間は主機械と同一とすることを標準とする。</p> <p>5. トンネル清掃作業歩掛 トンネル清掃車1台に対して以下の人員を計上する。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表5.1 トンネル清掃作業歩掛 (人/日)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>〃</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>〃</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表には、組合せ機械の労務は含まない。 2. 上表は、機械清掃が出来ない部分（消防器・電話ボックス等）の補助清掃を含む。 3. 運転労務は、「第2編1章一般事項①建設機械運転労務」による。</p> </div>	機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要	トンネル清掃車	2本ブラシ式	台	1		名 称	単 位	数 量	土木一般世話役	人	1.0	特殊作業員	〃	1.0	普通作業員	〃	2.0	<p>⑬ トンネル清掃工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、回転ブラシ式トンネル清掃車（2本ブラシ式）によるトンネル清掃作業に適用する。なお、トンネル内装板やトンネル非常用設備等障害物の有無にかかわらず適用出来る。 ただし、トンネル幅員の制約等により、2本ブラシのうち、ブラシ1本のみを使用して清掃作業を行う場合は、別途考慮する。</p> <p>2. 施工概要 施工フローは、下記を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> </div> <p>(注) 1. 本歩掛で対応しているのは、実線部分である。 2. 「洗浄」とは、ブラシを回転させず壁面に散水する作業をいう。 3. 「清掃」とは、ブラシを回転させ壁面の汚れを取る作業をいう。</p> <p style="text-align: center;">図2-1 施工フロー</p> <p>3. 機種を選定 機械・規格は、次表を標準とする。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表3.1 機種を選定</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>機 械 名</th> <th>規 格</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トンネル清掃車</td> <td>2本ブラシ式</td> <td>台</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 上表より難い場合は、別途考慮する。</p> </div> <p>4. 組合せ機械 散水車は、清掃車の散水能力、給水条件等により必要な場合に計上することが出来る。なお、運転時間は主機械と同一とすることを標準とする。</p> <p>5. トンネル清掃作業歩掛 トンネル清掃車1台に対して以下の人員を計上する。</p> <div style="text-align: center;"> <p>表5.1 トンネル清掃作業歩掛 (人/日)</p> <table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>単 位</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土木一般世話役</td> <td>人</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>特殊作業員</td> <td>〃</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>普通作業員</td> <td>〃</td> <td>2.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表には、組合せ機械の労務は含まない。 2. 上表は、機械清掃が出来ない部分（消防器・電話ボックス等）の補助清掃を含む。 3. 運転労務は、「第2編1章一般事項①建設機械運転労務」による。</p> </div>	機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要	トンネル清掃車	2本ブラシ式	台	1		名 称	単 位	数 量	土木一般世話役	人	1.0	特殊作業員	〃	1.0	普通作業員	〃	2.0	誤記の訂正
機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要																																											
トンネル清掃車	2本ブラシ式	台	1																																												
名 称	単 位	数 量																																													
土木一般世話役	人	1.0																																													
特殊作業員	〃	1.0																																													
普通作業員	〃	2.0																																													
機 械 名	規 格	単 位	数 量	摘 要																																											
トンネル清掃車	2本ブラシ式	台	1																																												
名 称	単 位	数 量																																													
土木一般世話役	人	1.0																																													
特殊作業員	〃	1.0																																													
普通作業員	〃	2.0																																													